

回答(返信)用紙 1/2

お名前

又野 孝治

*記入日 2014年 / 月 28日

[1] 2011年12月に、東京電力管内の原発稼働の是非を問う「原発」都民投票条例の制定を求める署名活動が開始され、2012年5月には集められた都内の有権者32万筆を超える署名と共に直接請求が実施されました。条例案はその後、都議会本会議で否決されました。あなたは「原発」都民投票条例を首長提案することに賛成ですか? 反対ですか?

- ① 賛成
- 2. どちらかと言えば賛成
- 3. どちらかと言えば反対
- 4. 反対

《その理由を記述してください》

間接民主主義が機能しない現状の政治システムを変えるには、国民投票とか、市民の直接民主主義の手法をとらざるを得ない。

[2] 住民投票以外で、東京都の原発・エネルギー政策について、都民の声を反映させるための施策の実施を考えている場合、具体的にその内容を記述してください。

大規模な 反対集会 と 市民

回答 (返信) 用紙 2/2

お名前

スグ 赤坂

[3] 鳥取県では 2012 年 3 月、常設型住民投票制度の導入を含む県民参画基本条例が制定されました。これは、案件ごとに条例を設けずに一定の要件を満たせば住民投票を実施する「常設型」としては、都道府県では全国初の導入です。

あなたは、東京都に常設型の住民投票制度を設けることに、賛成ですか？反対ですか？

1. 賛成

2. どちらかと言えば賛成

3. どちらかと言えば反対

4. 反対

《その理由を記述してください》

間接民主主義の欠点を補てんする方法としては当然である。

「賛成」、「どちらかと言えば賛成」を選ばれた方は、どのような住民投票条例を制定すべきか、記述してください。(発議要件や議会議決の有無、成立要件、投票資格者など)

成立要件は 2/3 の投票率
投票資格は 18才以上
最終決議は 首長 1/3 + 郡議会 1/3 + 住民投票 1/3
の 統合決議 と する。